

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会の建議に対する裁決庁からの回答に係る審議会における各委員の意見について

県民活動生活課県民情報室

令和元年8月28日に滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)が行った「優生保護審査会の審議録および提出文書等」の公文書一部公開決定に係る審査請求についての答申(以下「答申」という。)に関し、令和2年2月12日に審査請求の裁決がされ、当該裁決を受けて令和2年8月6日に審議会が建議を行ったところ、令和2年10月27日に当該建議に対する裁決庁からの回答がありました。

このことについて、令和3年5月26日に第3回滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会全体会を開催し、建議に対する裁決庁からの回答に対して審議を行いましたところ、下記2のとおり、各委員から意見がありました。

記

1 これまでの経過

- ・令和元年8月28日 審議会による答申
(<http://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5193865.pdf>)
- ・令和2年2月12日 裁決庁による裁決
(<http://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5193866.pdf>)
- ・令和2年8月6日 審議会による建議
(<http://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5193864.pdf>)
- ・令和2年10月27日 建議に対する裁決庁からの回答
(<http://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5278401.pdf>)
- ・令和3年5月26日 第3回滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報公開・個人情報保護審議会開催

2 審議会における各委員の意見

第3回滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報公開・個人情報保護審議会の議事2 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護の建議に対する回答についての審議において、各委員から下記の意見がありました。

(A委員) この知事の回答を見せていただいて、裁決の判断内容については、訴訟となっているので公開の場で説明することは差し控えるというのは、分からないことはない。

(B委員) いま、県の裁決担当庁が公開の場に出て来ないことについての説明をいただきましたけれども、納得していないというか、話がずれているでしょうと思っています。

まず、この裁決庁からの回答書に「今後、県は訴訟の場においてこれらの争点について必要な主張または立証を行い、県としての説明責任を果たしていく」ということが書いてあります。これが意図的かどうか分かりませんが、話は別でしょう。裁判の場で主張、立証を行うということと、説明責任は別の話だと私は見ている、意図的かそうでないか分かりませんが、これを混同していることによってその結論が出ているのではないかと思っています。

われわれは、説明責任のためにこの公開の場でということをお願いしたつもりなのです。裁判の場のように、べつに争点で争おうと思って説明していただくというつもりではなく、裁決担当機関として、どういうふうなことだったんですかとお聞きしたいだけだったんです。ですから、訴訟の場で主張されることをそのまま言ってくれば、同じことを言ってくれば、それでいいだけの話でした。我々がそれに対して反論してということでは必ずしもないのに、何でこれが裁判の話と重なるから適切でないという話になるのかが分からない。

また、「審議会の場で、公開の場で説明する」とだけ建議として言っているわけではなく、「県民に対しても説明責任を果たすべく公開すること」、この公開の場での説明のプロセスを一般に県民に対して公開することを求めているわけですね。つまり、裁決担当機関が、どういうことを考えていたのかということ自体を情報として県民に一般的に公にすることを求めているわけですね。

この建議の最後の部分について、先ほどの説明では答えていただけていないということですね。裁判は確かに公開なのですけれども、裁判の場は傍聴する人が限られていますし、その裁判の内容を県民一般は知ることができませんかということになると、話が別でしょうと私は思っているのです。なので、私は納得していませんというのが個人的見解です。

(C委員) よく政治家の使う言葉みたくで、裁判の場で説明するからここでは言いませんみたいな感じでね。これ、本当に大きな問題で、きっちり何度も何度も長時間かけて審議をしてきたのに、答申内容と違うことになってしまって、非常に不信感というか、不誠実な対応ではないかなと思うんです。説明責任を、裁判の訴訟の場で説明するからもうあなたたちにはしないというのは、何か審議を軽く見られたような感じです。

このとおりでいくと、私たちが裁判所に出向いていってどんなやりとりがあるのか、足を運ばないと分からない。その場で説明するから大丈夫でしょうというのは、何か大変上から目線で失礼かなと思っています。個人的な意見ですが。

(D委員) いろいろ委員の先生方のお話を伺って、いろいろな思いはあるんだろうなと思いつつも、ここから何ができるんだろうかと。同じやりとりをただ繰り返すことになるのかなという気は少ししています。

(B委員) ここまでやってこれだと、この先も何もないですね。もう裁判の場で、しかも、この

審議会自体のやりとりが証拠として出たりしているということも考慮すると、あまり何かやって意味があるならやりますけども、こうやって県と原告が争っている状況の中で県の審議会が何かするというところにどれほどの意味があるかとも思っています。

なので、私の個人的な見解としては、この場でのやりとりをきちんと県民の皆さまに、全体会としてのプロセスをお伝えするという事です。

この場は全体会なので、まず裁決担当機関の対応についての議論をしていますけれども、それだけではなくて、この旧優生保護法案件を念頭に置きつつ、今後答申が尊重されないことがここまでやってまだ起きようだと、この合議体に対する県の信頼の話になってきます。今後、別の案件で同様の事態が起きたときにどうか、もっと一般的な話もしないといけない。

特に異論がなければ、意見をまとめるわけではなく、この場でそういう意見が出ましたということだけが議事として残る、全員の総意では必ずしもないですけども、こんな意見が出ましたと伝えるということが、いまのところの私の提案です。

(D委員) 今回に限らず、これからのことも見据えてということだと思います。やはり、通常答申は尊重されるという中であって、そうではないというかたちの裁決を出すのであれば、その理由を速やかに明示する、それを審議会の方に伝えるという運用を確立するということが、前向きに話を進めてもよいのかなとは思っています。

(E委員) 基本的には、皆さんの意見でいいと思うのです。付け加えるべきことがあるとすると、いまのお話で、この訴訟それ自体は、訴訟物が「公文書一部公開決定の取消しおよび裁決の取消し」なので、この審議会が求めている答申尊重義務違反に関する説明というのは、根拠のうちの一つにすぎないわけですよ。なので、それを訴訟物ではないけれど、裁決担当課からご説明いただきたいというのが趣旨で、それは訴訟を通じてはなし得ないであろうというのは、確かにそのとおりなのです。

けれど、委員がおっしゃったことにつき、おそらく私の推測するところでは、当該裁決は答申尊重義務に違反していないので説明の必要がないという向こうの立論に対しては効果がなく、向こうが答申尊重義務をある程度逸脱したといったときにだけ、先ほどの説明の場というのが設けられることになりそうである。なので、それも含めて戦略を立てないと、向こうをこちらの土俵に乗せることができないのではないかなと思っています。

やはり、何らかのかたちで、答申と裁決があって、平仄が合っていないのではないかと、この点について、まず、説明を求めるといふかたちが一番いいのではないかと感じたりしています。

(F委員) 一般的な話として、当審議会の審査部会が出した答申と大きく異なる内容の裁決を裁決庁が出されたときにはどうしてですかということは当審議会に説明してもらいたいということは、これまで皆さんが仰ったとおりだろうと思うんです。ですが、今回の「旧優生保護法」の個別案件に関していえば、それはしてもらえない。この案件に関しては、これ以上の対応は難しいことになっているんだと思います。

せめて、この文書をべつに読み上げるだけでも構わないわけで、こういうことになりましたと、公開の場で言うという対応もあり得たかもしれないけれども、結局、それもされないとということだから、これ以上は何ともしようがないのかなという気がします。

(B委員) 私としては、訴訟と重なるので答えられないということ自体をこの公開の場で言うことに意味があると思っていたのですけれども、そういうことはしないとのことだった。

改めて、これを説明しろとまでは求めない。これ以上やっても同じことの繰り返しになるので。それはちょっといかがなものかということをお場で確認する。その上で、今後、やはり全体の話、この審議会のあり方として、この「旧優生保護法」の特殊性で説明してそれにとどまるならば問題で、こんなふうには裁決担当機関が突っぱねたら最後はこうなるんだという悪しき前例としてモラルハザードが生じないかなと心配している。そのため、この全体会の場で、今後こういうことのないようにということを、やっぱり釘を刺すことは必要ではないかなと。というのは、裁決担当機関に対してというよりも、県の対応が、部局によってはちょっとねというのがありますよね。過去の話ですが、これまでも事実と異なることがお場でしゃべられたとか、そういうことがいろいろありました。そういうことを踏まえると、ちょっと県政全体に気になることがあるということをお、この全体会の総意として、こんな意見でまとまりましたと書いてもいい。

(E委員) 先ほど来あるように、裁決が答申と異なる場合ですけれども、裁決担当課は異なっていないという余地があるので、審議会のイニシアチブで、今般の裁決が答申と違うものと思料している旨を、まず伝える手段を確立した上で、今回のように、それが裁判になっているのでという理由で回答を別なかたちとする、もしくは留保すると仰る場合には、裁判の判決確定後のような一定の時期に、改めてペンディングにしたものを説明してくださいということもできる仕組みを何とかご用意いただくのがいいのではないかと。

(B委員) 事務局においては、遅くとも来年の全体会までには、答申と異なる裁決が出たときの、建議を含めた手続きのあり方について、制度化を検討する、ある程度こんなことを考えていると。

裁決担当課はべつに違反していませんとか言われておしまいなので、審議会がイニシアチブを取るということを制度に組み込む。1年間ありますので、検討いただきたい。

(B委員) 広い観点と、裁判というのが例外的だとしても審議会の方がイニシアチブというところをお願いします。

(C委員) 情報公開に対して答申があつて、答申に付言を付けさせてもらったことがいままでから度々あつたかなと思うんです。そういうことを考えてみると、情報公開に対する研修というか、意識を高めてもらうというか、ちょっと道のりは遠いかもしれませんが、そういうことを今後考えていただくと、こういう答申尊重されないということとかがなくなってくるのではないかと。今回はこんなことになりましたけれども、尊重していただけるようなこと

になるのではないかなと思います。

(B委員) ちゃんご理解いただいている部署もあると思いますけども、本当に情報公開の趣旨とか御理解いただいているのかなというところもありますよね。

さっき、私が言いましたけど、今回の件で何とかなるんだと思われると非常にまずいなと思っているんです。先ほどの制度化の話も大事なんですけども、さらにもう少し一般的な話が今あったと思います。このことも大変だと思うんですけども、1年後にこの全体会でまた議論できればと思います。